

【平塚市まちづくり条例施行規則第49条「農業用施設等」関係】

担当 産業振興部 農水産課 電話 35 - 8105

- 1 条例施行規則第49条第1号の別に定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 開発区域内に農業用暗きょ排水管が埋設されている場合は、暗きょ排水管理者と協議することとし、必要に応じてその機能に支障がないよう切り回し等の処置をすること。
- 2 条例施行規則第49条第3号の別に定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 開発区域が農業用排水路に接する場合は、水路構造物と開発事業地との間に叩きコンクリートを設置すること。叩きコンクリートについて、コンクリート(18 - 8)10cm、砕石(RC - 40)10cmとし、水路構造物に対して2%の勾配をつけること。
 - (2) 開発区域が農業用排水路に接する場合は、水路への転落防止のため開発事業区域内に安全施設を設置すること。
 - (3) 開発区域に接する開渠等既設側溝は、現場打床版側溝に改修すること。ただし既設側溝等に影響を及ぼさない開発事業については、出入口部分を現場打床版に改修すること。構造等詳細については「平塚市道路標準構造図」によるものとする。
- 3 条例施行規則第49条第4号の別に定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 開発事業により発生する危険箇所に設置する安全施設の構造等詳細については、「平塚市道路標準構造図」によるものとする。
- 4 条例施行規則第49条第5号の別に定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 開発区域の排水を側溝又は水路等に接続する場合は、下流域での農業用水の取水の有無を調査すること。
 - (2) 開発事業により用水源の枯渇を招くおそれのある場合及び従前の取水方法に変化を生ずるおそれがある場合は、これに代わる必要な措置を講ずること。
 - (3) 農業用排水路への排水接続について、雨水排水以外を接続する場合は、地元自治会長及び地元水利組合長の承認を得ること。

(4) 農業用以外の水路への排水接続について、下流域で農業用水として取水されている場合は、地元自治会長及び地元水利組合長の承認を得ること。

5 条例施行規則第 4 9 条第 6 号の別に定める基準は、次のとおりとする。

(1) 農業用排水路へ排水接続する場合は、「農業用水路排水管接続申請書」を提出すること。

(2) 農業用以外の水路への排水接続について、下流域で農業用水として取水されている場合は、「下流部取水承諾書」を提出すること。

(3) 農業用施設等を新設又は変更する場合は、「農業用施設等自費工事許可申請書」を提出すること。

附 則

この基準は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から適用する。